

回覧

平成 25 年 8 月 20 日
神和台自治会

“猫”の糞尿被害について

最近、猫による糞尿や騒音被害について、多数苦情が寄せられています。一般的に、猫の行動範囲は半径 500m 前後、縄張り意識が強いため長期的な被害となります。飼い猫の場合は寝床となる家の半径 500m、つまり近隣のお宅に迷惑をかけていくことが考えられます。

猫を放し飼いにされている方がいましたら、今後は室内で飼われるようお願いします。「うちの猫は自宅で排泄しているから他所では排泄していないだろう」ということはありません。猫は外出すると縄張りにて排泄します。

放し飼いは近所迷惑になるうえ、交通事故や野良猫との接触による感染症など、猫にとっても危険がいっぱいです。

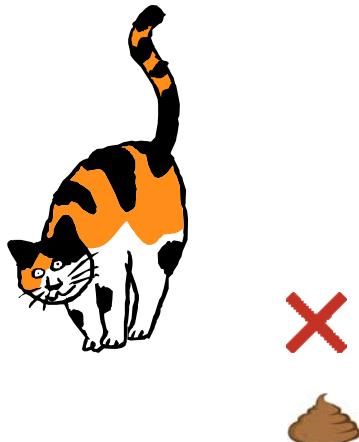
また、野良猫に餌を与えることも近所迷惑なのでお止めください。

猫は愛護動物ですが、野生動物ではないため、私有地に仕掛けた捕獲器などで捕獲しても違法にはなりません（勿論、猫を虐待したり、放置して衰弱させるなどは動物愛護管理法に違反します）。

飼い猫でない場合、捕獲して保健所に持ち込むこともできます。

近隣住民に迷惑をかける飼い方をしている飼い主は、動物愛護管理法 7 条に違反し、管理不行き届きの猫が近隣住民へ害を及ぼせば、民法 718 条により飼い主が賠償する義務もあります。

猫が高価な植木を枯らす、車を傷付けるなど損害を与えた場合は、賠償責任が発生しますのでご了解ください。



ご協力の程どうぞよろしくお願いします。